

船舶事故等調査報告書

平成26年6月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第91号
事故等種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成25年6月30日（日） 14時45分ごろ
発生場所	滋賀県彦根市松原水泳場沖（琵琶湖東部） 彦根市所在の <sup>とらがしる</sup> 寅ヶ城三等三角点から真方位238° 1,720m付近 （概位 北緯35° 17.6′ 東経136° 14.6′）
事故等調査の経過	平成25年7月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	水上オートバイ <sup>エフエックス</sup> <sup>クルーザー</sup> <sup>エスエイチオー</sup> F X - Cruiser SHO ブロンズ、0.2トン 253-31536 滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士
死傷者等	軽傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人等（以下「搭乗者」という。）3人を横一列に乗せたトーイングチューブ（長さ約1.8m、幅約2.1m、高さ約1.5m）と称するドーナツ形の浮体（以下「本件浮体」という。）を約18mのロープで引き、松原水泳場沖において、船長が、約40～50km/hの速力で遊走中、右に急旋回を行ったところ、平成25年6月30日14時45分ごろ搭乗者3人が湖上に投げ出された。 船長は、搭乗者のうち、右端に乗っていた搭乗者Aが出血していたので、119番通報を行った。 搭乗者Aは、あごに切創を負った。
その他の事項	船長及び搭乗者3人は、救命胴衣を着用していた。 船長は、松原水泳場において、約50回の水上オートバイによる遊走経験があった。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 3、視界 良好 水象：湖面 平穏
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、松原水泳場沖において、本件浮体を引いて約40～50

	km/h の速力で遊走中、船長が右に旋回を行ったことから、搭乗者 A が、落水し、負傷したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、松原水泳場沖において、本件浮体を引いて約 40～50 km/h の速力で遊走中、船長が右に旋回を行ったため、搭乗者 A が、落水したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・浮体を引いて遊走中に旋回するときは、搭乗者に危険が及ばない程度の速力に減速すること。